平成２７年（フ）第７９号
福岡県柳川市三橋町蒲船津427番地20、住民票上の住所福岡県柳川市三橋町吉開353番地
債務者　石井　千治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
福岡県柳川市大和町中島167番地１　若葉荘５号
債務者　松藤　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
福岡県みやま市瀬高町下庄1963番地１　サンハイツ下庄Ｃ号室
債務者　安田　裕之
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
佐賀県伊万里市大川町立川84番地40
債務者　須藤　善光
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１５０号
佐賀県伊万里市大川町立川84番地40
債務者　須藤　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４８号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑1105号
債務者　小新　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市直木町4489番地
債務者　神門　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４号
山形県新庄市大字萩野3153番地
債務者　庄司　真実
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第３６号
長野県木曽郡木祖村大字菅1250番地
債務者　小林　忠男
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７４号
京都市右京区西京極西池田町29番地　サンハイツ西京極603号
債務者　野原登志子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―317
債務者　篠原　理昭
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
京都市西京区下津林前泓町47番地　ヴイラ桂南１階105号
債務者　染の豊栄こと　餅原　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
京都府八幡市男山美桜10番地２　２―202
債務者　**𠮷**村　　卓
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
奈良県桜井市大字慈恩寺880番地の１　103号
債務者　荻野真理子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
高知県高岡郡越知町越知甲1398番地１　フォレストタウンおち　南棟302
債務者　藤田　雄作
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第２３号
宮城県栗原市若柳字川南堤通３番地65　シャーメゾン堤通201号室
債務者　森　　輝彦
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
金沢市芳斉２丁目15番15号　奥野第一ビル406号、従前の住所金沢市東山３丁目13番17号
債務者　瀧川　輝**𠮷**
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
金沢地方裁判所民事部